



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	県民センター
○長崎県税条例の一部を改正する条例	税 務 課
○ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	情報システム課
○長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例	水産加工流通課
○長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	農 村 整 備 課
○長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	住 宅 課
○長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	警察本部警務課

条 例

長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第43号

長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（情報提供等記録の訂正に係る通知）</p> <p>第33条の4 実施機関は、前条の規定により準用する第28条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>の条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（情報提供等記録の訂正に係る通知）</p> <p>第33条の4 実施機関は、前条の規定により準用する第28条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>の条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第44号

長崎県税条例の一部を改正する条例

第1条 長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略 (県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>6 平成30年1月1日から令和4年12月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に100分の0.8（次項において「加算率」という。）を加算した率（次項において「特例税率」という。）とする。 (県民税における中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>7 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本金の額若しくは出資金の額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）、法第24条第1項第4号の2に掲げる者又は法第24条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる各事業年度分の法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に加算率が特例税率のうちに占める割合を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>8 前項に規定する各事業年度分の法人税額とは、法第23条第1項第4号の法人税額をいい、法人税法（昭和40年法律第34号）第80条（同法第144条の13において準用する場合を含む。）の規定により還付を受けた法人税額について法第53条第15項の規定の適用がある場合には、当該規定を適用して計算した後の額とする。</p> <p>9 略</p> <p>10 2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の附則第7項の各事業年度分の法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。</p> <p>11 附則第7項中「年1,000万円」とあるのは、事業年度が1年に満たない法人に対する同項の規定の適用については「1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とし、法人税法第72条第1項（同法第144条の4第1項又は第2項に読み替えられている場合を含む。）の規定の適用を受ける法人に対する同項の規定の適用については「500万円」とする。</p> <p>12～36 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略 (県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>6 平成30年1月1日から令和4年12月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に100分の0.8（次項において「加算率」という。）を加算した率（次項において「特例税率」という。）とする。 (県民税における中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>7 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本金の額若しくは出資金の額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）、法第24条第1項第4号の2に掲げる者又は法第24条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる各事業年度分の法人税額又は各連結事業年度分の個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に加算率が特例税率のうちに占める割合を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>8 前項に規定する各事業年度分の法人税額とは、法第23条第1項第4号の法人税額を、各連結事業年度分の個別帰属法人税額をいい、法人税法（昭和40年法律第34号）第80条（同法第144条の13において準用する場合を含む。）の規定により還付を受けた法人税額について法第53条第15項の規定の適用がある場合には、当該規定を適用して計算した後の額とする。</p> <p>9 略</p> <p>10 2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の附則第7項の各事業年度分の法人税額又は各連結事業年度分の個別帰属法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。</p> <p>11 附則第7項中「年1,000万円」とあるのは、事業年度又は連結事業年度が1年に満たない法人に対する同項の規定の適用については「1,000万円に当該事業年度又は当該連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とし、法人税法第72条第1項（同法第144条の4第1項又は第2項に読み替えられている場合を含む。）の規定の適用を受ける法人に対する同項の規定の適用については「500万円」とする。</p> <p>12～36 略</p>

第2条 長崎県税条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略 (県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>6 <u>令和5年1月1日から令和9年12月31日までの間に終了</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略 (県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>6 <u>平成30年1月1日から令和4年12月31日までの間に終了</u></p>

<p>する各事業年度分の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に100分の0.8（次項において「加算率」という。）を加算した率（次項において「特例税率」という。）とする。 7～36 略</p>	<p>する各事業年度分の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に100分の0.8（次項において「加算率」という。）を加算した率（次項において「特例税率」という。）とする。 7～36 略</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年1月1日から施行する。（法人の県民税に関する経過措置）
- 第1条の規定による改正後の長崎県税条例附則第6項から附則第8項まで、附則第10項及び附則第11項の規定は、令和4年4月1日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の長崎県税条例附則第6項の規定は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第45号

ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例

ながさき森林環境税条例（平成18年長崎県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例） 第2条 平成19年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例（平成24年長崎県条例第7号）第1条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に500円を加算した額とする。 （法人の県民税の均等割の税率の特例） 第3条 平成19年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第15条の規定にかかわらず、同条第1項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例） 第2条 平成19年度から平成33年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、東日本大震災からの復興及び長崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例（平成24年長崎県条例第7号）第1条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に500円を加算した額とする。 （法人の県民税の均等割の税率の特例） 第3条 平成19年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第15条の規定にかかわらず、同条第1項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第46号

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第47号

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																											
<p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸売場現場詰所 使用料</td> <td>空調設備あり 空調設備なし</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	単位	金額	略			卸売場現場詰所 使用料	空調設備あり 空調設備なし	略	略			<p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸売場西棟現場詰所使用料</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸売場西棟事務室使用料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	単位	金額	略			卸売場西棟現場詰所使用料	略		卸売場西棟事務室使用料			略		
区分	単位	金額																										
略																												
卸売場現場詰所 使用料	空調設備あり 空調設備なし	略																										
略																												
区分	単位	金額																										
略																												
卸売場西棟現場詰所使用料	略																											
卸売場西棟事務室使用料																												
略																												

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第48号

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和31年長崎県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前								
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業の種類</th> <th style="width: 50%;">分担金の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営体育成基盤整備</td> <td>離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	分担金の率	経営体育成基盤整備	離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定	<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業の種類</th> <th style="width: 50%;">分担金の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営体育成基盤整備</td> <td>離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	分担金の率	経営体育成基盤整備	離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定
事業の種類	分担金の率								
経営体育成基盤整備	離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定								
事業の種類	分担金の率								
経営体育成基盤整備	離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定								

事業	地域以外の地域の場合 事業費（事務費及び工事雑費を除く。以下同じ。）の20パーセント（山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく指定地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）に規定する地域、 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）</u> に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に基づく指定地域の場合は、事業費の17.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の16.5パーセント	事業	地域以外の地域の場合 事業費（事務費及び工事雑費を除く。以下同じ。）の20パーセント（山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく指定地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）に規定する地域、 <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）</u> に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に基づく指定地域の場合は、事業費の17.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の16.5パーセント
略		略	
耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	次項に掲げる地域以外の地域の場合 事業費の20パーセント 離島振興法に基づく指定地域、山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u> に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域の場合 事業費の15パーセント	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	次項に掲げる地域以外の地域の場合 事業費の20パーセント 離島振興法に基づく指定地域、山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、 <u>過疎地域自立促進特別措置法</u> に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域の場合 事業費の15パーセント
略		略	
ため池等整備事業	離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 大規模事業 事業費の20パーセント 小規模事業 事業費の25パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u> に規定する地域若しくは棚田地域振興法に基づく指定地域に該当する場合又は該当する地域を含む場合にあっては、事業費の22.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 大規模事業 事業費の13.125パーセント 小規模事業 事業費の15パーセント	ため池等整備事業	離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 大規模事業 事業費の20パーセント 小規模事業 事業費の25パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、 <u>過疎地域自立促進特別措置法</u> に規定する地域若しくは棚田地域振興法に基づく指定地域に該当する場合又は該当する地域を含む場合にあっては、事業費の22.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 大規模事業 事業費の13.125パーセント 小規模事業 事業費の15パーセント
地域ため池総合整備事業	調査計画事業 事業費の25パーセント 総合整備事業 離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の21パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u> に規定する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域のうち、知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の16パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の17パーセント（知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の9パーセント）	地域ため池総合整備事業	調査計画事業 事業費の25パーセント 総合整備事業 離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の21パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、 <u>過疎地域自立促進特別措置法</u> に規定する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域のうち、知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の16パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の17パーセント（知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の9パーセント）
略		略	
畑地帯総合農地整備事業（担い手育成畑地帯総合整備事業に限る。）	離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の20パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u> に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域の場合は、事業費の17.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の16.5パーセント	畑地帯総合農地整備事業（担い手育成畑地帯総合整備事業に限る。）	離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の20パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、 <u>過疎地域自立促進特別措置法</u> に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域の場合は、事業費の17.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の16.5パーセント
略		略	
農村災害対策整備事業	調査計画事業 事業費の25パーセント 整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	農村災害対策整備事業	調査計画事業 事業費の25パーセント 整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）

	<p>離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の21パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域のうち、知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の16パーセント）</p> <p>離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の21パーセント（知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の11パーセント）</p>	<p>離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の21パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域のうち、知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の16パーセント）</p> <p>離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の21パーセント（知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の11パーセント）</p>
防災重点農業用ため池緊急整備事業	<p>離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の16パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域の場合は、事業費の11パーセント）</p> <p>離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の6パーセント</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の規定は、令和3年度以降の事業について適用し、令和2年度以前の事業については、なお従前の例による。

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第49号

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～64 略						1～64 略					
65	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第6条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項、次項及び72の項から74の項までにおいて同じ。）の新築の場合 ア <u>登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）が、同法第6条の2第3項</u>	1件	<u>61,000円</u>	65	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第6条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項、次項及び72の項から74の項までにおいて同じ。）の新築の場合 ア <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項及び次項において「性能評価書」という。）又は登録</u>	1件	<u>60,000円</u>

	平方メートル以内				平方メートル以内		
	(オ) 略	略	略		(オ) 略	略	略
	(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内	同	2,413,000円		(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内	同	2,412,000円
	(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内	同	3,448,000円		(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内	同	3,447,000円
	(ク) 30,000平方メートルを超えるもの	同	4,224,000円		(ク) 30,000平方メートルを超えるもの	同	4,223,000円
	イ 確認書又は確認済住宅性能評価書の提出があるもの				イ 適合証の提出があるもの		
	(ア) 500平方メートル以内	同	28,000円		(ア) 500平方メートル以内	同	15,000円
	(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	46,000円		(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	26,000円
	(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内	同	77,000円		(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内	同	38,000円
	(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	123,000円		(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	72,000円
	(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	188,000円		(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	124,000円
	(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内	同	319,000円		(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内	同	205,000円
	(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内	同	404,000円		(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内	同	252,000円
	(ク) 30,000平方メートルを超えるもの	同	459,000円		(ク) 30,000平方メートルを超えるもの	同	269,000円
					ウ 性能評価書の提出があるもの		
					(ア) 500平方メートル以内	同	71,000円
					(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	114,000円
					(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内	同	216,000円
					(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	370,000円
					(オ) 5,000平方メートル	同	570,000円

								方メートルを <u>10,000</u> 平方メートル以内		
								(カ) 10,000平方メートルを <u>20,000</u> 平方メートル以内	同	1,038,000円
								(キ) 20,000平方メートルを <u>30,000</u> 平方メートル以内	同	1,416,000円
								(ク) 30,000平方メートルを <u>を超えるもの</u>	同	1,713,000円
		(4) 新築時に法第6条第1項の規定による認定を受けていない既存の共同住宅等の増築又は改築の場合 次に掲げる床面積の区分に応じた金額						(4) 新築時に法第6条第1項の規定による認定を受けていない既存の共同住宅等の増築又は改築の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を認定を申請した住戸の数で除して得た金額（その額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）		
ア 確認書の提出がないもの							ア 適合証の提出がないもの			
(ア) 500平方メートル以内	1件		<u>201,000円</u>				(ア) 500平方メートル以内	1件		<u>200,000円</u>
(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同		<u>322,000円</u>				(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同		<u>321,000円</u>
(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内	同		<u>636,000円</u>				(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内	同		<u>635,000円</u>
(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同		<u>1,138,000円</u>				(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同		<u>1,137,000円</u>
(オ)～(キ) 略	略		略				(オ)～(キ) 略	略		略
(ク) 30,000平方メートルを超えるもの	同		<u>6,335,000円</u>				(ク) 30,000平方メートルを超えるもの	同		<u>6,334,000円</u>
イ 確認書の提出があるもの							イ 適合証の提出があるもの			
(ア) 500平方メートル以内	同		<u>42,000円</u>				(ア) 500平方メートル以内	同		<u>22,000円</u>
(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同		<u>69,000円</u>				(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同		<u>40,000円</u>
(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内	同		<u>115,000円</u>				(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内	同		<u>58,000円</u>
(エ) 3,000平方メートルを超え5,000	同		<u>185,000円</u>				(エ) 3,000平方メートルを超え5,000	同		<u>108,000円</u>

			平方メートル以内 (*) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内 (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内 (ク) 30,000平方メートルを超えるもの	同 同 同 同	282,000円 479,000円 606,000円 689,000円					平方メートル以内 (*) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内 (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内 (ク) 30,000平方メートルを超えるもの	同 同 同 同	186,000円 308,000円 378,000円 404,000円
66	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(当該申請に併せて、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。)に対する審査(次項の適用を受けるものを除く。)	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	(1) 令和4年2月19日以前に法第6条第1項の規定による認定を受けたもの(以下この項において「旧基準認定住宅」という。)の一戸建て住宅の新築の場合 ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項において「性能評価書」という。)又は登録住宅性能評価機関(同法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)が当該長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号(第3号及び第4号を除く。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がないもの イ及びウ 略	略						(1) 一戸建て住宅の新築の場合 ア 性能評価書又は適合証の提出がないもの イ及びウ 略	略	
			(2) 令和4年2月20日以後に法第6条第1項の規定に基づく認定を受けたもの(以下この項において「新基準認定住宅」という。)の一戸建て住宅の新築の場合 ア 確認書又は確認済住宅性能評価書の提出がないもの	1件	30,500円							

				イ 確認書又は 確認済住宅性 能評価書の提 出があるもの	同	7,500円		
				(3) 旧基準認定住 宅で、新築時に 法第6条第1項 の規定による認 定を受けていな い既存の一戸建 て住宅の増築又 は改築の場合 ア及びイ 略	略			(2) 新築時に法第 6条第1項の規 定による認定を 受けていない既 存の一戸建て住 宅の増築又は改 築の場合 ア及びイ 略
				(4) 新基準認定住 宅で、新築時に 法第6条第1項 の規定による認 定を受けていな い既存の一戸建 て住宅の増築又 は改築の場合 ア 確認書の提 出がないもの	1件	43,000円		
				イ 確認書の提 出があるもの	同	11,500円		
				(5) 旧基準認定住 宅の共同住宅等 の新築の場合 建築物の計画変 更に係る部分の 床面積の2分の 1の面積（床面 積が増加する場 合にあっては、 これに当該増加 する部分の床面 積を加算した面 積）について、 次に掲げる床面 積の区分に応 じ、それぞれ次 に定める金額を 認定を申請した 住戸の数で除し て得た金額（そ の額に100円未 満の端数が生じ た場合には、こ れを切り捨てる。） ア 性能評価書 又は適合証の 提出がないもの				
				(ア) 500平方 メートル以 内	1件	133,000円		
				(イ) 500平方 メートルを 超え1,000 平方メー トル以内	同	214,000円		
				(ウ) 1,000平 方メートルを 超え3,000 平方メー トル以内	同	423,000円		
				(エ) 3,000平 方メートルを 超え5,000 平方メー トル以内	同	758,000円		
				(オ) 5,000平 方メートルを 超え10,000 平方メー トル以内	同	1,304,000円		
				(カ) 10,000平	同	2,412,000円		

	方メートルを 超え20,000 平方メート ル以内								
(キ)	20,000平 方メートルを 超え30,000 平方メート ル以内	同	3,447,000円						
(ク)	30,000平 方メートル を超えるも の	同	4,223,000円						
イ	適合証の提 出があるもの								
(ア)	500平方 メートル以 内	同	15,000円						
(イ)	500平方 メートルを 超え1,000 平方メート ル以内	同	26,000円						
(ウ)	1,000平 方メートルを 超え3,000 平方メート ル以内	同	38,000円						
(エ)	3,000平 方メートルを 超え5,000 平方メート ル以内	同	72,000円						
(オ)	5,000平 方メートルを 超え10,000 平方メート ル以内	同	124,000円						
(カ)	10,000平 方メートルを 超え20,000 平方メート ル以内	同	205,000円						
(キ)	20,000平 方メートルを 超え30,000 平方メート ル以内	同	252,000円						
(ク)	30,000平 方メートル を超えるも の	同	269,000円						
ウ	性能評価書 の提出がある もの								
(ア)	500平方 メートル以 内	同	71,000円						
(イ)	500平方 メートルを 超え1,000 平方メート ル以内	同	114,000円						
(ウ)	1,000平 方メートルを 超え3,000 平方メート ル以内	同	216,000円						
(エ)	3,000平 方メートルを 超え5,000 平方メート ル以内	同	370,000円						
(オ)	5,000平 方メートルを 超え10,000 平方メート ル以内	同	570,000円						
(カ)	10,000平 方メートルを	同	1,038,000円						

		<p>超え20,000平方メートル以内</p> <p>(キ) 20,000平方メートルを 超え30,000平方メートル以内</p>	同	1,416,000円						
		<p>(ク) 30,000平方メートルを超えるもの</p>	同	1,713,000円						
	(6) 新基準認定住宅の共同住宅等の新築の場合		1件	建築物の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積が増加する場合には、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、前項の(3)に掲げる区分に応じた金額				(3) 共同住宅等の新築の場合	1件	建築物の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積が増加する場合には、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、前項の(3)に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額を変更認定申請住戸の数で除して得た金額（その額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）
	(7) 旧基準認定住宅で、新築時に法第6条第1項の規定を受けていない既存の共同住宅等の増築又は改築の場合	次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を認定を申請した住戸の数で除して得た金額（その額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）								
		ア 適合証の提出がないもの								
		(ア) 500平方メートル以内	1件	200,000円						
		(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	321,000円						
		(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内	同	635,000円						
		(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	同	1,137,000円						
		(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	1,956,000円						

			ル以内 (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内 同 3,619,000円				
			(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内 同 5,171,000円				
			(ク) 30,000平方メートルを超えるもの 同 6,334,000円				
		イ 適合証の提出があるもの	(7) 500平方メートル以内 同 22,000円				
			(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 同 40,000円				
			(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内 同 58,000円				
			(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 同 108,000円				
			(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 同 186,000円				
			(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内 同 308,000円				
			(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内 同 378,000円				
			(ク) 30,000平方メートルを超えるもの 同 404,000円				
		(8) 新基準認定住宅で、新築時に法第6条第1項の規定を受けていない既存の共同住宅等の増築又は改築の場合	1件 建築物の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積が増加する場合には、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、前項の(4)に掲げる区分に応じた金額			(4) 新築時に法第6条第1項の規定による認定を受けていない既存の共同住宅等の増築又は改築の場合	1件 建築物の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積が増加する場合には、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、前項の(4)に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額を変更認定申請住戸の数で除して得た金額（その額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）
67	長期優良住宅	認定長期優良	略	67	長期優良住宅	認定長期優良	略

<p>の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定により区分所有住宅の管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合における変更認定申請手数料</p>	<p>の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料</p>
68 略		68 略	
68の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件 160,000円
69～76 略		69～76 略	
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県建築関係手数料条例の規定は、この条例の施行日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第50号

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第7 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料表 (第2条関係)						別表第7 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料表 (第2条関係)					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	銃砲刀剣類所持等取締法（以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	(1) 法第4条第1項第1号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査	1件	6,800円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第4条第1項第1号の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく銃銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）	1	銃砲刀剣類所持等取締法（以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲刀剣類所持許可申請手数料	(1) 法第4条第1項第1号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査	1件	6,800円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請に係る当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）

			(2) 法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査	1件	6,800円(当該申請を行う者が本県において同時に他の法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円)				
			(3) (1)及び(2)以外の者	略					(2) (1)以外の者 略
2及び3 略									
4	法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	クロスボウ講習会手数料	(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会	1人	3,000円				
			(2) (1)以外の者	1人	6,900円				
5及び6 略									
7	法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	略						
4及び5 略									
6	法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲刀剣類所持許可申請手数料	略						
7及び8 略									
10	法第7条の3第2項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料	(1) 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査	1件	7,200円(当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,800円)				
			(2) 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づくク	1件	7,200円(当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条の3第1項の				
9	法第7条の3第2項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に対する審査	猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料	(1) 新たな許可証の交付を伴う場合	1件	7,200円(当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,800円)				

	<p>ロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</p>	<p>規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)</p>			
	<p>(3) 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査</p>	<p>1件 6,800円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)</p>		<p>(2) 新たな許可証の交付を伴わない場合</p>	<p>1件 6,800円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)</p>
	<p>(4) 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</p>	<p>1件 6,800円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を</p>			

					行う場合における当該第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)				
11~16 略					10~15 略				
17	法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃資格認定申請手数料		1件	9,300円（当該申請を行う者が本県において同時に他の法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円）				

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二一一
四

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年3月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行日以後にされる申請等に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所